

平成15年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（産業振興局）

(1) 収入に関する事務

手続き終了後に使用料の調定を行うべきもの

東部市場内にある卸売業者等の従業員等が使用する分譲住宅の敷地及び自治会館の敷地については、使用者に対し行政財産の目的外使用許可を行い、使用料を納付させている。

しかし、監査日現在、平成15年度の使用許可が手続中であるにもかかわらず、既に調定を行い、使用者から使用料の納付が行われている事例が見受けられた。

また、卸売業者等が使用する市場施設の使用料については、市長が特別の理由があると認める場合に減免することができるが、平成15年度市場施設使用料の減額・免除についても手続き中であった。 (中央卸売市場東部市場)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成16年度分から使用許可、減免については、適切な時期に行うよう改善措置を講じた。

使用料納付額明細表等の確認を行うべきもの

水産会館は、漁業の振興を図るとともに漁業者等の教養及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、神戸市が設置している。会館の管理、会議室等施設の使用料の徴収業務等を委託しているが、委託先から毎月提出される使用料納付額明細表と受付一覧表（受付部屋別）等を確認していない事例及び委託先から提出された当該会館使用者の申請書に使用目的、減免理由等が記載されていない事例が見受けられた。 (農水産課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

委託先から提出される使用料納付額明細表等を確認するよう措置を講じた。また、委託先に対しては、受付事務を適正に行うよう指導を行った。今後は、適正な事務処理が行われるようにする。

(2) 支出に関する事務

施設管理運営業務委託料等の支払いを速やかに行うべきもの

施設管理運営業務委託料等の支払いは、契約書に定められた支払い時期にするべきであるが、遅延している事例が見受けられた。 (農水産課)

速やかに支払いを行うべきである。

措置内容

監査時点で支払いが完了していなかったものについては、早急に手続きを行った。今後、適正な事務処理を行う。

補助金の支出方法及び履行確認を適正に行うべきもの

わらしべ塾は、商店街又は小売市場の商業者の団体（以下「団体」という。）に対して補助金を交付することにより、空き店舗を活用し、商売をはじめたい人が週単位、月単位で気軽に商業体験を積める拠点を設置する事業である。

要綱上、補助金は概算払で交付され、事業年度終了後に精算を行うことになっている。また、団体が実績報告書を提出する際は、補助対象経費となっている空き店舗にかかる賃借料の領収書の写しを添付することになっている。

しかし、一般支払を行い、事業年度終了後の精算を予定しておらず、また、実績報告書を提出する際に付ける賃借料の領収書の写しが添付されていない事例が見受けられた。（商業課）  
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

監査終了後の平成15年度分からは、実績報告書を提出する際に賃借料の領収書を添付させる措置を講じた。

平成16年度以降、補助金を交付する際には、概算払によることとし、事業終了後の精算を確実にすることとした。

(3) 契約に関する事務

契約等の手続きを速やかに行うべきもの

契約等は、契約期間開始の時期までに手続きを行うべきであるが、監査日現在、平成15年4月を契約期間開始とする契約等の手続きが行われていない事例が見受けられた。（農水産課）

速やかに手続きを行うべきである。

措置内容

監査時点で委託契約が完了していなかったものは、早急に手続きを行った。今後、適正な事務処理を行う。

決算報告書を速やかに提出させ、必要な手続きを行うべきもの

委託契約書において、委託先は決算報告書を提出し、その承認を受けることとなっているが、平成14年度の決算報告書が提出されておらず、必要な手続きが行われていない事例が見受けられた。（農水産課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

決算報告書を速やかに提出するよう指導し、承認を行った。今後、適正な事務処理を行う。

(4) 財産管理に関する事務

備品管理簿を作成すべきもの

神戸市物品会計規則第8条により、備品は受領又は処分の都度、管理簿に記載しなければならないが、備品管理簿が作成されていない事例が見受けられた。 (商業課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

監査終了後、速やかに備品管理簿を作成し、備品の受領・処分の都度、管理簿に記載する措置を講じた。